

7. 看護小規模多機能型居宅介護

〈改定事項〉

- ①医療ニーズへの対応の推進
- ②ターミナルケアの充実
- ③訪問（介護）サービスの推進
- ④若年性認知症利用者受入加算の創設
- ⑤栄養改善の取組の推進
- ⑥中山間地域等に居住する者へのサービス提供の強化
- ⑦指定に関する基準の緩和
- ⑧サテライト型事業所の創設
- ⑨運営推進会議の開催方法の緩和
- ⑩事業開始時支援加算の廃止
- ⑪代表者交代時の開設者研修の取扱い
- ⑫介護職員処遇改善加算の見直し

①医療ニーズへの対応の推進（看護体制強化加算の見直し）

〈概要〉

○医療ニーズに対応できる介護職員との連携体制やターミナルケアの体制をさらに整備する観点から、看護小規模多機能型居宅介護の訪問看護体制強化加算について、ターミナルケアの実施及び介護職員等による喀痰吸引等の実施体制を新たな区分として評価する。

その際、加算の名称について、訪問看護体制以外の要件を追加することから、「看護体制強化加算」へと改める。

〈単位数〉

〈現行〉		〈改定後〉	
訪問看護体制強化加算	⇒	看護体制強化加算（Ⅰ）	3000単位/月（新設）
2500単位/月		看護体制強化加算（Ⅱ）	2500単位/月

〈算定要件等〉

○看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通

- ・主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者割合80%以上（3月間）（変更なし）
- ・緊急時訪問看護加算の算定者割合50%以上（3月間）（変更なし）
- ・特別管理加算の算定者割合20%以上（3月間）（変更なし）

○看護体制強化加算（Ⅰ）

- ・ターミナルケア加算の算定者1名以上（12月間）（新設）
- ・登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出していること（新設）

○看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者によって、（Ⅰ）又は（Ⅱ）を選択的に算定することはできず、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所においていずれか一方のみを届出すること

①医療ニーズへの対応の推進（緊急時訪問看護加算の見直し）

〈概要〉

○中重度の要介護者の在宅生活を支える体制をさらに整備するため、24時間体制のある看護小規模多機能型居宅介護事業所の体制について評価を行うこととする。

〈単位数〉

〈現行〉		〈改定後〉
緊急時訪問看護加算	540単位/月	⇒ 574単位/月

〈算定要件等〉

○利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）に算定（変更なし）

②ターミナルケアの充実

〈概要〉

○看取り期における本人・家族との十分な話し合いや訪問看護と他の介護関係者との連携を更に充実させる観点から、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを明示することとする。【通知改正】

〈算定要件等〉

○ターミナルケア加算の要件として、下の内容等を通知に記載する。

- ・「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応すること。
- ・ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者等と十分な連携を図るよう努めること。

③訪問（介護）サービスの推進

〈概要〉

○小規模多機能型居宅介護の訪問体制強化加算に準じ、訪問を担当する従業者を一定程度配置し、1ヶ月あたり延べ訪問回数が一定以上の事業所に対する評価として訪問体制強化加算を創設するとともに、当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。ただし、対象となる訪問サービスについては、看護師等による訪問（看護サービス）は含まないものとする。

〈単位数〉

〈現行〉	⇒	〈改定後〉
なし		訪問体制強化加算 1000単位/月（新設）

〈算定要件等〉

○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。）

- ・訪問サービス（※1）の提供に当たる常勤の従業者（※2）を2名以上配置
- ・全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が延べ200回/月以上
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所が同一建物に集合住宅を併設する場合は、登録者のうち同一建物居住者以外の者の占める割合が100分の50以上

※1 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「看護師等」という。）が、主治医の指示に基づき提供する看護サービスとしての訪問サービスを除く。

※2 看護師等を除く。

④若年性認知症利用者受入加算の創設

〈概要〉

○どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、通所介護や認知症対応型共同生活介護に設けられている若年性認知症利用者受入加算について、看護小規模多機能型居宅介護にも創設する。

〈単位数〉

〈現行〉 なし	⇒	〈改定後〉 若年性認知症利用者受入加算	800単位/月
------------	---	------------------------	---------

〈算定要件等〉

○受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

⑤ 栄養改善の取組の推進

〈概要〉

○管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

〈単位数〉

〈現行〉 なし	⇒	〈改定後〉 栄養スクリーニング加算	5単位/回（新設） ※6月に1回を限度とする
------------	---	----------------------	---------------------------

〈算定要件等〉

○サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

⑥ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供の強化

〈概要〉

○中山間地域等に居住している利用者へのサービス提供を充実させる観点から、小規模多機能型居宅介護等の他の地域密着型サービスに準じて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を創設する。
また、他のサービスと同様、これらの加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

〈単位数〉

〈現行〉 なし	⇒	〈改定後〉 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数に5/100を 乗じた単位数（新設）
------------	---	---------------------------------	----------------------------

〈算定要件等〉

○指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域（※）に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定（本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。）

※別に厚生労働大臣が定める地域

- ①離島振興対策実施地域／②奄美群島／③豪雪地帯及び特別豪雪地帯／④辺地／
- ⑤振興山村／⑥小笠原諸島／⑦半島振興対策実施地域／⑧特定農山村地域／⑨過疎地域／
- ⑩沖縄振興特別措置法に規定する離島

⑦指定に関する基準の緩和

〈概要〉

○サービス供給量を増やす観点から、診療所からの参入を進めるよう以下のとおり基準を緩和する。

ア 設備について、宿泊室については、看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が宿泊サービスを利用できない状況にならないよう、利用者専用の宿泊室として1病床は確保したうえで、診療所の病床を届け出ることができる。【省令改正／地域密着型基準第175条関係】

イ 現行、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるためには、法人であることが必要であるが、医療法の許可を受けて診療所を開設している者も認めることとする。【省令改正】

〈基準〉

○アについて

〈現行〉

なし

⇒

〈改定後〉

看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合、当該看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。（新設）

○イについて

〈現行〉

看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けるにあたっては法人であること。

⇒

〈改定後〉

看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けるにあたっては、法人又は病床を有する診療所を開設している者であること。

〈その他〉

○以下の内容等を通知に記載する。

- ・現行の宿泊室の基準のほか、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合については、診療所の病床を宿泊室とすることは差し支えないが、当該病床のうち1病床以上は利用者の専用のもので確保しておくこと
- ・診療所の病床を宿泊室とする場合において、利用者が当該診療所に入院する場合には、入院に切り替える理由や、利用者の費用負担等について十分に説明すること。

⑧サテライト型事業所の創設（その１）

〈概要〉

○サービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「サテライト看多機」とする。）の基準を創設する。

サテライト看多機の基準等については、サテライト型小規模多機能型居宅介護（以下、「サテライト小多機」として）と本体事業所（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（以下、「看多機」として））の関係に準じるものとする。【省令改正／地域密着型基準第171条等関係】

〈改訂後の基準〉

○サテライト小多機の基準に準じ、代表者・管理者・介護支援専門員・夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は、本体事業所との兼務等により、サテライト看多機に配置しないことができる。

○本体事業所はサテライト事業所の支援機能を有する必要があることから、サテライト看多機の本体事業所は看多機事業所とし、24時間の訪問（看護）体制の確保として緊急時訪問看護加算の届出事業所に限定する。

○サテライト看多機においても、医療ニーズに対応するため、看護職員の人数については常勤換算1.0人以上とする。

○本体事業所及びサテライト看多機においては、適切な看護サービスを提供する体制にあるものとして訪問看護体制減算を届出していないことを要件とし、当該要件を満たせない場合の減算を創設する。

○訪問看護ステーションについては、一定の要件を満たす場合には、従たる事業所（サテライト）を主たる事業所と含めて指定できることとなっていることから、看多機についても、本体事業所が訪問看護事業所の指定を合わせて受けている場合には、同様の取扱いとする。

⑧サテライト型事業所の創設（その２）

〈概要〉

○サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所において、訪問看護体制減算（※）の届出をしている場合に算定するサテライト体制未整備減算を創設する。

〈単位数〉

〈現行〉	⇒	〈改定後〉
なし		サテライト体制未整備減算 所定単位数の97/100を算定（新設）

〈算定要件等〉

○サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所において、訪問看護体制減算（※）の届出をしている場合に算定

※訪問看護体制減算：－925～－2914単位／月（イ～ハのいずれの要件にも適合する場合）

- | | |
|--------------------------------|-------|
| イ 主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者数の割合 | 30%未満 |
| ロ 緊急時訪問看護加算を算定した利用者数の割合 | 30%未満 |
| ハ 特別管理加算を算定した利用者数の割合 | 5%未満 |

⑨運営推進会議の開催方法の緩和

〈概要〉

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
- i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
 - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
 - iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
 - iv 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。

⑩事業開始時支援加算の廃止

〈概要〉

- 事業開始時支援加算については、平成27年度介護報酬改定において平成29年度末までとして延長されているが、平成29年度介護事業経営実態調査の結果を踏まえ、予定通り廃止する。

〈単位数〉

〈現行〉		〈改定後〉
事業開始時支援加算	500単位/月	なし(廃止)

⑪代表者交代時の開設者研修の取扱い

〈概要〉

- 看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（社長・理事長等）については、当該代表者が保健師若しくは看護師でない場合には、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している者であることが必要であるが、代表者交代時に研修が開催されておらず、研修を受講できずに代表者に就任できないケースがあることから、代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すれば良いこととする。

一方で、新規に事業者が事業を開始する場合については、事前の準備期間があり、代表交代時のような支障があるわけではないため、代表者としての資質を確保する観点から、原則どおり、新規指定時において研修を修了していることを求めることとする。【通知改正】

⑫介護職員処遇改善加算の見直し

〈概要〉

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

〈算定要件等〉

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。

※平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

改正後

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

（一）要介護1	12,341単位
（二）要介護2	17,268単位
（三）要介護3	24,274単位
（四）要介護4	27,531単位
（五）要介護5	31,141単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

（一）要介護1	11,119単位
（二）要介護2	15,558単位
（三）要介護3	21,871単位
（四）要介護4	24,805単位
（五）要介護5	28,058単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	565単位
(2) 要介護2	632単位
(3) 要介護3	700単位
(4) 要介護4	767単位
(5) 要介護5	832単位

注1～4 (略)

5 イについては、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、注9における届出をしている場合にあつては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

改正前

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

（一）要介護1	12,341単位
（二）要介護2	17,268単位
（三）要介護3	24,274単位
（四）要介護4	27,531単位
（五）要介護5	31,141単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

（一）要介護1	11,119単位
（二）要介護2	15,558単位
（三）要介護3	21,871単位
（四）要介護4	24,805単位
（五）要介護5	28,058単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	565単位
(2) 要介護2	632単位
(3) 要介護3	700単位
(4) 要介護4	767単位
(5) 要介護5	832単位

注1～4 (略)

(新設)

6 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第182条において準用する第81条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7～10 （略）

11 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1日につき30単位を、要介護4である者については1日につき60単位を、要介護5である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

ハ・ニ （略）

ホ 若年性認知症利用者受入加算 800単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ニを算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費（老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた

（新設）

5～8 （略）

9 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1日につき30単位を、要介護4である者については1日につき60単位を、要介護5である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

ハ・ニ （略）

（新設）

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。）を有する病院における短期入所療養介護費を除く。）
、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。）、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における若年性認知症利用者受入加算の基準

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。

へ 栄養スクリーニング加算

5単位

（新設）

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型

特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養スクリーニング加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号までに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ト 退院時共同指導加算 600単位

注 イについては、病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービス（利用者の居宅を訪問して行う指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービス（以下「看護サービス」という。）をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。以下同じ。）については2回）に限り、所定単位数を加算する。

（削る）

チ 緊急時訪問看護加算 574単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している

ホ 退院時共同指導加算 600単位

注 イについては、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービス（利用者の居宅を訪問して行う指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービス（以下「看護サービス」という。）をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。以下同じ。）については2回）に限り、所定単位数を加算する。

ヘ 事業開始時支援加算 500単位

注 イについては、事業開始後1年未満の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員（指定地域密着型サービス基準第174条第1項に規定する登録定員をいう。以下同じ。）の100分の70に満たない指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、平成30年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。

ト 緊急時訪問看護加算 540単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している

ものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1月につき所定単位数を加算する。

リ・ヌ （略）

ル 看護体制強化加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 看護体制強化加算Ⅰ | 3,000単位 |
| (2) 看護体制強化加算Ⅱ | 2,500単位 |

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

看護小規模多機能型居宅介護費における看護体制強化加算の基準
イ 看護体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が百分の八十以上であること。
- (2) 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が百分の五十以

ものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）は、1月につき所定単位数を加算する。

チ・リ （略）

ヌ 訪問看護体制強化加算

2,500単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

上であること。

(3) 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が百分の二十以上であること。

(4) 算定日が属する月の前十二月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算（複合型サービス費のヌの加算をいう。）を算定した利用者が一名以上であること。

(5) 登録特定行為事業者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第二項において準用する同法第十九条に規定する登録特定行為事業者をいう。）又は登録喀痰吸引等事業者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の六に規定する登録喀痰吸引等事業者をいう。）として届出がなされていること。

ロ 看護体制強化加算(Ⅱ) イ(1)から(3)までに掲げる基準のすべてに適合すること。

ヲ 訪問体制強化加算 1,000単位

(新設)

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

看護小規模多機能型居宅介護費における訪問体制強化加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サー

ビス（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する訪問サービスをいい、看護サービスを除く。以下同じ。）の提供に当たる常勤の従業者（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。）を二名以上配置していること。

ロ 算定日が属する月における提供回数について、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が一月当たり二百回以上であること。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。）を併設する場合は、登録者の総数のうち複合型サービス費のイ(1)を算定する者の占める割合が百分の五十以上であって、かつ、イ(1)を算定する登録者に対する延べ訪問回数が一月当たり二百回以上であること。

ワ・カ （略）

ヨ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからカまでにより算定した単位

ル・ヲ （略）

ワ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからヲまでにより算定した単位

数の1000分の102に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからカまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからカまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

(4)・(5) (略)

数の1000分の102に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからクまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからクまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

(4)・(5) (略)

8 複合型サービス費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合又は	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (12, 341単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 (17, 268単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 (24, 274単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 (27, 531単位)						-1, 850単位	-1, 850単位	-60単位
		要介護5 (31, 141単位)						-2, 914単位	-2, 914単位	-95単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (11, 119単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 (15, 558単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 (21, 871単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 (24, 805単位)						-1, 850単位	-1, 850単位	-60単位
		要介護5 (28, 058単位)						-2, 914単位	-2, 914単位	-95単位
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)	要介護1 (565単位)									
	要介護2 (632単位)									
	要介護3 (700単位)									
	要介護4 (767単位)									
	要介護5 (832単位)									

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)
ヘ 実習スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 6単位を加算(6月に1回を限度))
ト 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 600単位を加算)
チ 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 574単位を加算)
リ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)
ル ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2,000単位を加算)
ロ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 2,500単位を加算)
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)
ロ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)

注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)	注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)	
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)	
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)	
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)	
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)	
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)	
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)	
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)×90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)×80/100)		

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目